

ごみ処理手数料の支払方法が変わります

納付書から現金支払いへ

清掃センターへの直接持ち込みの
手数料の支払い方法が、
令和6年4月1日から受付窓口での
現金支払いに変わります。



令和6年4月1日以降直接持ち込みされる際は現金を持参
するようにお願いします。

直接持ち込みについて

ごみ収集日以外にごみを処分したい方は、
清掃センターに直接持ち込むことができます。

処理の都合上、持ち込みを制限させていた
だく場合がありますので、あらかじめご了承
ください。なお、持ち込む際は、必ず事前にご
連絡をお願いします。

※ごみを直接清掃センターに持ち込む場合
は**指定ごみ袋**に入れる必要はありません。



○ごみ受付時間

9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

○ごみ処理手数料

10kgごとに100円(10kg未満の場合は10kgとして取り扱います。)

発行 みよし広域連合

清掃センター Tel: 0883-72-0006 Fax: 0883-72-6832

ごみ処理関係ホームページ <http://www.miyoshikouiki.jp/bunya/seisou/>

みよしごみ通信

第9号(令和6年3月発行)

使用済み検査キットや刃物類の出し方 にご注意を!



密封して燃やす
ごみへ



新聞紙等にくるんで
粗大ごみへ



正しく出すとみんなが安全

新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症の感染者又は疑いのある方の使用済みの検査キットやマスク、ティッシュは**ウイルス等の感染**の原因となります。また、刃物類等の鋭利な物はそのまま出すと怪我の恐れがあり**大変危険**です。

どちらも正しいごみの出し方をすることで、危険性を大きく減らすことができます。

ごみの収集や分別作業は手作業で行っています。
危険性を減らすため皆様のご協力をお願いします。



刃物や鋭利なものの出し方

包丁やカミソリ等、刃の部分が露出しているものは**新聞紙やダンボール等**にくるんで出してください。

- ・包丁は**粗大ごみ**へ！
- ・カミソリやハサミは**燃やさないごみ**へ！

※ガイドブックの出し方に沿って出してください。



検査キットの出し方

使用済みの検査キットは**密閉した状態**で出してください。
また、外袋も含め**必ずもやすごみ**で出してください。



ウイルスに感染しない・させないごみの捨て方

新型コロナウイルスやインフルエンザウイルス等の感染症に感染した方やその疑いがある方などがご家庭にいる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ、検査キットを捨てる際は「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりしばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけてください。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしぼって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりしばります。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

※在宅医療で使用した注射器は収集できませんのでかかりつけの病院又は販売業者へお問い合わせください。

家屋の解体やリフォームに伴ってでるごみにご注意を！

家屋の解体やリフォームを施工業者に依頼して行った場合は、**産業廃棄物**の取り扱いとなります。**清掃センターは一般廃棄物を処理する施設**であり、**産業廃棄物**は直接持ち込みできません。

粗大ごみとして出せないもの

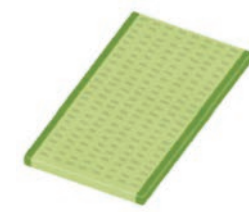
- 家屋の解体やリフォームを業者に依頼して出たごみ**
(産業廃棄物と判断される物)
- 外壁材(サイディング)、屋根瓦、石膏ボード、土、石、岩、レンガ、ブロック等 建築廃材、電気温水器 等

粗大ごみとして処理できるもの

- 施工業者に依頼せず自身で交換等をおこなって出たごみ**
(一般廃棄物と判断される物)
(例：自身で購入した畳に入れ替えた際に出た古い畳)

処理対象となるごみの例

- ・畳
- ・ドア
- ・ふすま
- ・とたん
- ・水道のパイプ
- ・ビニールパイプ
- ・太陽熱温水器(太陽風呂)
- ・便器



※その他の対象になるもの、及び出し方については、ごみの分別ガイドブックをご確認ください。判断が難しいものは清掃センターまでお問い合わせください。

※一般廃棄物と判断される物であっても、処理できないものがあります。

※清掃センターに直接持ち込みされる場合は、**事前に必ずご連絡ください。**

※畳やふすま等を**一度に多量に出される場合は**、排出状況を確認する場合があります。

※産業廃棄物と判断される物は施工業者に処理を依頼してください。